

第六十二條 本支部會員にして退會せんと欲する者は規定の様式に従ひ會員証及徽章を添へて
本支部員へ届出べし

第六十三條 退會届書用紙は本支部より交附す

第六十六條 本支部會員にして一度退會せし者の再入會申込に關しては理事會の承認を要す

第六十四條 本支部員の入營期間は總て退會者に準するも除隊直後の再入會申込に關しては入
會金を免除す

第六十五條 本支部會員にして退職又は被解雇等により退會し六ヶ月を経過せざる場合の再入
會申込に關しては理事會と經て入會金を免除することあるべし

第六十七條 本支部會員は左の特權を有するものとす

一、役員の選任及解任
二、機關紙配布の享受

三、役員の選舉及被選舉
四、本支部規約及決議に依る扶助の享受

五、本支部規約第五十六條規定の特典に與り得ること
六、本支部の諸會議に於ける發言及投票の權 但細則による

第六十八條 前條第六項に關する細則は隨時定むるものとす

第六十九條 本支部會員は左の義務あるものとす

一、毎月所定會費の前納

二、規約及決議事項の遵守

第七十條 第七章 賞罰

第七十條 本支部會員にして左に記載する各項の一に該當する行爲ありたる時は本支部は理
事會の決議により権利を停止し又は除名す

一、本規約及決議を無視したる行爲
二、本支部の名譽を汚損し若しくは利益に反する行爲
三、處偽を以て共濟金を請求し或は之を受けたる時
四、不當の同盟罷工を計劃し若しくは參加したる者

第七十一條 本支部會員にして本支部に對し多大の功勞ありたる時は支部長は理事會の協賛を
經て表彰することを得

第八章 會計

第七十二條 本支部會費及入會金を左の如く定む

一、入會金 金一圓 但婦人會員は五十錢

一、會費 一ヶ月金四十錢 但贊助會員を二圓とす

第七十三條 本支部會費内譯左の如し

一、金二十五錢 関東醸造労働組合費

一、金十五錢 野田支部維持費

第七十四條 本支部は前條の定期會費の外臨時徵集することあるべし

第七十五條 本支部はは概納の入會金及會費は如何なる場合と雖も返金せず

第七十六條 本支部事業費は總て本支部より支出す

第七十七條 本支部會員にして本支部會務の爲工場を欠勤したる時は各職業本人格の日給に相
當する金額を本支部之を支辨す

第七十八條 本支部會員にして會務の爲欠勤し皆勤賞與無効となる時は本支部之を支辨す

第七十九條 本支部經費は總て本支部より支出す

第八十條 本支部の所有に屬する財產及事業より生ずる利益は本支部に屬す

第八十一條 本支部規約は大會又は委員會の決議を経るに非らざれば變更又は訂正することを
得す

第八十二條 本規約は大正十四年六月十四日より施行す

第九章 財產

第一條 本支部會員にして負傷又は疾病の爲一ヶ月以上休業したる場合は見舞として金一
圓を贈與すること

第二條 本支部會員の家族にして死亡したる場合は香料として金一圓を贈與すること

第三條 婦人會員にして出産したる時は見舞として金一圓を贈與すること

第四條 會員が死亡したる時は香料として金五圓を贈與すること

第五條 會員が兵役に服する時は餓労として金二圓を贈與す豫後備役現役に同じ

第六條 會員にして不可抗力の災害を蒙りたる時は見舞として金五圓を贈與すること

第七條 會員か疾病又は負傷の爲服業し能はずして家政困難と認めたる時は當該所屬工場

第八條 委員會は支部長に其共濟法を申請すべし

支部長は前條の申請を受理したる時委員會の承認を得て精密なる調査をなし

再び委員會に廻送し其決議を經て會員一名に對し金五錢以上の共濟金を募集し共
濟することを得